

保険料とその納め方

65歳以上の方と、40歳から64歳までの方とは異なります

【65歳以上の方の保険料】

高齢者の方々にも原則として全ての方に所得に応じた保険料を負担していただくことになります。

●保険料の納め方

老齢・退職年金が月額15,000円以上の方は、年金から天引きされることになります。年金額が月額15,000円に満たない方については、口座振替などによって町に納めていただくことになります。

★保険料の凍結・軽減とは……

- ・平成12年4月から9月までの半年間は、高齢者（65歳以上）の保険料は徴収（凍結）しません。
- ・平成12年10月からの1年間は、高齢者（65歳以上）の保険料が半額に軽減されます。

【40歳から64歳までの方の保険料】

医療保険の保険料として一括して徴収されます。保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なります。

●健康保険に加入している場合

- ・保険料は給料に応じて異なります。
- ・保険料の半分は事業主が負担します。
- ・サラリーマンの妻などの被扶養者の分は、各健康保険の被保険者が皆で分担してくれるので、新たに保険料を納める必要はありません。

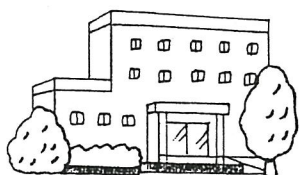
●国民健康保険に加入している場合

- ・保険料は、所得や資産等に応じて異なります。
- ・保険料の半分は国が負担します。
- ・世帯主が、世帯員の分も負担します。

費用の1割は利用者の負担です



在宅サービスの
利用



施設への
入所

- ・家庭を訪問するサービス
- ・日帰りで通うサービス
- ・施設への短期入所サービス
- ・福祉用具の貸与や住宅の改修 など

- ・特別養護老人ホーム
- ・老人保健施設
- ・療養型病床群 など

在宅サービス事業者

介護保険施設